

第11回
消費者教育推進会議
議 事 録

平成27年9月29日（火）

消費者庁消費者教育・地方協力課

第11回消費者教育推進会議 議 事 次 第

1. 日 時 平成27年9月29日（火）14：00～15：58
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室
3. 議 題
 - (1) 今期の消費者教育推進会議の進め方について
 - (2) 国における消費者教育の実施状況について（関係省庁からのヒアリング）
・文部科学省（学校等における消費者教育）
 - (3) 学校における消費者教育の充実に向けて
4. 出席者（敬称略・50音順）

委員：東 珠実、飯泉 嘉門、大竹 美登利、尾上 浩一、柿沼 トミ子、
河野 恵美子、齊藤 秀樹、佐分 正弘、島田 広、曾我部 多美、高山 靖子、
出口 貴美子、富岡 秀夫、西村 隆男、古谷 由紀子、堀内 壽夫、
吉國 眞一

幹事等：文部科学省生涯学習政策局 高橋男女共同参画学習課長
初等中等教育局 合田教育課程課長（ヒアリング出席者）
厚生労働省社会・援護局 金井地域福祉課長
農林水産省消費・安全局 道野消費者情報官
環境省総合環境政策局環境経済課 鈴木環境教育推進室長

消費者庁：板東長官、川口次長、井内審議官、岡田消費者教育・地方協力課長、
尾崎消費者教育企画官
5. 配布資料
 - 資料1 消費者教育推進会議委員名簿
 - 資料2 今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）
 - 資料3 文部科学省提出資料
 - 資料4 学校における消費者教育の充実に向けて（論点）

【参考資料】

- 参考資料1 各省庁における消費者教育施策
- 参考資料2 消費者教育推進計画策定状況及び消費者教育推進地域協議会設置状況
- 参考資料3 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月）

【委員提出資料】

- 出口委員 「NPO法人Love&Safetyおおむら」
「安全に自転車を乗りこなそう！」
- 堀内委員 「「第40回四国社会科教育研究大会」公民的分野の公開授業」
- 吉國委員 「知るぼるとー活動の御案内ー」

○西村会長 定刻でございますので、ただいまより第11回「消費者教育推進会議」を開催いたします。

皆様、御多用の中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

初めに、今回から本会議に参加される方々の御挨拶を頂戴したいと思います。何人かいらっしゃると思いますので、お一人3分程度でお願いできればと思います。

初めに、東委員、お願いいたします。

○東委員 ただいま御紹介をいただきました、名古屋にございます椋山女学園大学の東と申します。よろしくをお願いいたします。前は欠席いたしまして、大変失礼いたしました。

この推進会議につきましては、前期は情報利用促進小委員会のほうで大変お世話になっております。また、この消費者教育に関しましては、現在、西村先生の下、非常にお世話になっているところでございますが、私自身は家政学の分野の出身でございますので、生活者の視点から消費者教育のほうに家庭科教育などを通じて御縁がございました。しかし、現在は現代マネジメント学部という学部にありますので、少しマーケティングとか、やはり事業者の方との関係でもこういった消費者教育に様々なアプローチが必要だなということを感じている次第でございます。

2、3分ということですが、もう少しだけ私の自己紹介に代えて名古屋市の取組を御紹介させていただければと思います。

1点目は、この9月に名古屋市が全国で2番目のフェアトレードタウンの認定都市ということになりました。9月19日に市長を交えまして記念の会を開催しているところでございます。

もう1点は、名古屋市で今年度から本格的に取り組んでおりますが、消費者市民社会研究会というものがございます。昨年度、これの準備のための研究会を開催させていただきましたが、この研究会の特徴は、これまで消費者関連に余り御縁のなかったNPOとか団体を中心メンバーとしているところでございます。もちろん環境関係とかフェアトレードの関係の方もいらっしゃいますが、コミュニティバンクであるとか、あるいは、被災地支援、防災などの活動をしているところでもありますとか、子供のネットワークの活動をしているところとか、そういったところの方をメンバーに交えましてイベントなども予定しております。11月に子供の町のイベントを予定しておりますので、この資料が整いましたら、今日御案内したかったのですが、まだ間に合いませんでした。

そんなことで、今期の消費者教育推進会議につきましても、私も勉強をしながらいろいろと意見も申し上げることができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

続きまして、齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 初めまして、齊藤と申します。

私もこの3月で取りまとめが終わりました前期から関わらせていただいております。

高齢者の当事者団体の立場から参加をさせていただいている者でございます。前期を通していろいろと勉強させていただいたわけですが、特に高齢者を取り巻く消費者トラブルというものも複雑多岐にわたっておりまして、消費者教育を通じて自己防衛力を高めるということが極めて大事な時期に来ていると思っておりますし、また、この普及啓発というものが不可欠だなと前期を通して感じたところでございます。

しかし、その一方で、高齢になりますと判断力や認知能力の低下によりまして、せっかく蓄えた自己防衛力というものがなかなか機能を十分に発揮できなくなるという宿命を一方で抱えているわけございまして、これからどういうふうにならうかという方々を守っていくかということを考えますときには、一人一人の意識を高めるということは大事でありますけれども、近隣や地域でサポートしていく、そういう仕組みがより一層大事になってきているのではないかと感じているところでございます。

第2期のこの会議を通じて、またいろいろと皆様から高齢者へのサポート体制を強化していただけたらと思っておりますけれども、私どもも当事者組織として、皆様に頼るだけではなくて、高齢者そのものが自覚をしながら、この消費者教育の在り方について更に知識を深めていきたい、そんなふうになりながら参加させていただいているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西村会長 ありがとうございます。

続きまして、曾我部委員、お願いいたします。

○曾我部委員 私は、今回初めてこの会に携わることになりました、東京の東村山市立回田小学校の校長でございます。本校は、消費者・金融教育に取り組んでもう5年になる学校でございます。大竹先生には家庭科教育や本校の教員配置などでお世話になっておりますし、吉國金融広報中央委員会会長におかれましては、本校の研究に大変御尽力いただきまして、ありがとうございます。

また、私は、全国小学校家庭科教育研究会の会長をしております。この組織は、全国47都道府県と18の政令都市の小学校家庭科教育研究会の会長を地方理事、もしくは常任理事とする会でございます。公立学校の校長が会長となる全国の組織でございます。全国を6地区と東京の7ブロックに分けて、毎年、その7ブロックの持ち回りで全国大会と、地区大会を実施しております。今年度は11月6日に近畿地区の大会になっておりますので和歌山県で全国大会が行われます。

本日は、資料等はお持ちできなかったのですが、平成25年度に、今回、和歌山大会は52回の全国大会になりますが、50回の節目の大会が東京で行われました。そのときは、学習指導要領の家庭科の身近な消費生活と環境の内容で全国大会を行いました。50回大会ということもございまして、全国の保護者を対象にアンケートをとりました。その結果、家庭科教育の中で保護者が大切にしたい内容の第3番目に予算や品質を考えた買い物の仕方ということが回答されておりました。また、児童、教員向けのアンケートは毎年実施しておりますが、子供のほうも家庭科教育の学習の中で、家庭で実践されているのは何かという

質問に対して、やはり3番目に予算とか品質を考えた買い物の仕方というのを挙げておりました。

また、教員アンケートでは、身近な消費生活と環境におきましては、指導の工夫に時間を掛けているということで回答も寄せられておりましたので、そういう結果からも消費者教育というのは子供にとっても保護者にとっても、また、学校の現場の教員にとっても意義のあるものとして捉えられているということが考察されたと思います。

本校消費者教育・金融教育に、よりよく考え判断し行動する子の育成という研究テーマを掲げ、判断力を身に付ける子供を育てようということで1年生から6年生までが取り組んでおります。いろいろな形で成果というのは見えてくるので、本校では移動教室、前回欠席をしましたのは日光の移動教室に子供たちを連れていっていたのですが、必ず教育の中で買い物の時間を取り上げています。私の学校では教育して移動教室に行くものですから、子供たちは考えて買い物しています。その姿を見て、やはり消費者教育をきちんとやっていくと子供たちの実践に生きるということを実感しています。

とても子供の生き方に結び付く教育が消費者教育ではないかと考えて、学校でも普及促進できたらということで、全国の組織の中でも話を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○西村会長 ありがとうございます。

続きまして、出口委員、お願いいたします。

○出口委員 初めまして、私も今回初めて参加させていただきます。長崎から参りました。昨日の結婚報道で話題になっています福山雅治さんの出身地の長崎から参りました。大変なことになっております。

私は、大村市というところで出口小児科医院の院長をしております。また、「NPO Love&Safetyおおむら こどもを事故から守るプロジェクト」の代表を務めております。

皆様のお手元に2つのパンフレットが届いていると思いますが、こちらがNPOの概略です。こちらが、実は私どもの中でも消費者庁と一緒に組んで、消費者庁の基金からお金をいただきまして、自転車事故の予防に関して大きく成果を上げたものをパンフレットにしております。私自身のバックグラウンドとしましては小児科医ですけれども、脳科学を専門としておりまして、現在も慶応大学のほうで神経細胞の発生というところからの研究を続けているのですが、多くは脳科学の観点からやっています事故予防ということで、その1つとして自転車事故に関しては脳を守るということで、子供たちにも科学的に自分の脳を守るということを教育しております。実は、これは私の母校の西大村小学校というところで、子供たちの手の大きさとブレーキの幅を変えた実験をしまして、そこでの科学的な実験データから出した結果を子供たちに科学的に実験させ分析したものをフィードバックして理解してもらって、それを教育につなげていくという取組です。

ヘルメットに関しても、子供たちにデータを見せたところ、ヘルメットの着用率も上がっています。子供たちに教育をして、お母さんたちに「ヘルメットを買って」と言ってね

ということでお伝えしたところ、ちゃんと子供を教育することによって保護者が動くというような試みも成功しております。そういう意味では、学習能力のある子供たちにきっちりデータを見せてあげる、科学的な証明を見せてあげるということで非常に教育効果が高くなるということが実証されていますので、こういう分野で何かお役に立てることがあればと思っています。

もう一つ、これとは別に小児科医として普段考えておりますのが、この取組の中で女性が輝く、女性が働くということが非常に素晴らしいと、安倍政権の中で女性が輝く未来ということでいろいろなことが言われているのですが、実はその中に、子供たちがちょっと置き去りにされている部分があるのではないかとこのところでは、どういふところかというところ、お母さんたちが働くのはもちろんいいのですが、社会は余りそれについていけないので、働く分、子供たちの御飯を作ったり、寝かせたりする時間が遅くなっているのです。それは、もちろんスマートフォンとかそういうコンピューターの問題もあります。

そこで一番危惧されるのが、やはり脳の発達なのです。小学校では「早寝早起き朝ごはん」ということをすごく推奨しています。それが大事なのは脳を育てることなのです。その部分がなかなか社会のシステムの中でついていけないままで、子供たちが少し置き去りにされているなどというのがあるので、その部分も踏まえて、今後、消費者教育という部分で国のレベルで考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○西村会長 どうもありがとうございました。

続きまして、堀内委員、お願いいたします。

○堀内委員 皆様、こんにちは。松山市立久米中学校長の堀内壽夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に、「中学校社会科公民的分野の『市場の働きと経済』の指導計画」を持参させていただきました。昨年11月14日（金）、松山市立余土中学校で四国の小中学校合戦での社会科の研究大会が行われました。これは、そのときに公開した授業の指導計画であります。私は会場校の校長でありましたし、その大会の実行委員長も兼ねていました。合計9時間の展開であります。

当日、余土小学校と余土中学校に合わせて400名ほどの先生方が来校してくださり、公民的分野のこの授業には100名弱の参加がありました。松山市の中学校の社会科の現状を皆様にお伝えできればと思って、今日はやって参りました。

今回の授業を展開するに当たって、指導要領を具現化する中で子供たちに分かってもらいたい「経済活動の意義」に関して、出会った言葉が「消費者市民社会」でありました。この言葉があったので、このような授業ができたと思います。それにもっと早く「消費者市民社会」という言葉に気付いておれば、楽に指導計画も立案できていたのではないかと、自分たちが情報収集不足であったことを、痛感しております。どうぞこの会で勉強させていただいて、中学生のためによりよい消費者になれるように授業を展開してまいりたいと

思います。微力ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、吉國委員、お願いいたします。

○吉國委員 金融広報中央委員会の吉國でございます。よろしくお願いいたします。

金融広報中央委員会につきましては、この委員会の委員の方々をよく御存じの方々が多いと思いますけれども、一応、お手元に「知るぽると」という委員会の活動の御案内をお配りしております。金融教育と消費者教育というのは広い意味で大変関係がございまして、消費者教育推進会議でも西村会長を始め、先ほどお話がありましたが、曾我部委員なんかもしょっちゅう金融広報中央委員会の場でも大変お世話になっております。

金融教育といいますか、「金融リテラシー」という言葉が最近出てきておりまして、リーマン・ショックが2008年にあつて、それで金融機関というものに対する、あるいは金融業に対する、いい意味でも悪い意味でも関心が非常に高まりました。それにつけても、金融リテラシーということは金融に関する知識、知恵、単に知っているだけではなくて、お金というものはどういうふうに使ったらいいのかという、そういうことをもうちょっときちんと組織的に高めていく努力が必要であることに加え、例えばOECD（経済協力開発機構）が金融リテラシーをいかに高めるかという行動計画を作りまして、これがG20の場で了承されるという世界的な取組になっております。

実は、金融広報中央委員会はそういう取組をずっと以前から行っております。お手元の資料を開いていただきますと、右下のほうに昭和27年の「貯蓄増強中央委員会」として発足したという経緯が書いてございます。当時は、まさに戦後の経済を建て直すということで貯蓄増強という一種の国策でやっていたわけでございますけれども、その後、高度成長が続きまして、だんだん貯蓄だけではなくて貯蓄と消費のバランスをとる必要があるとか、あるいは、最近だと貯蓄から投資へというスローガンもあつたりしまして、貯蓄という言葉は古いということで、最近では「金融広報中央委員会」に改称してございます。

ただ、基本的な考え方は変わってございません。左上にありますように、これからの時代、豊かな暮らしのためには、的確な情報選択や生活設計への自主的な取組が大切である。これは、正に消費者教育と全く同じような目的でございまして、消費者教育推進会議で作成された資料を見ておりましても、いわゆる消費者からのトラブルにいかせる相談なんかにつきまして、件数で2位が金融保険商品に関する相談であった。しかも、金額でも非常に大きいので、多分件数と金額を合わせれば金融保険商品というものに対する関心が非常に高いと思います。

そういう意味では、消費者教育の推進と併せて金融教育というものを推進していく必要があると思いますし、金融広報中央委員会の立場からも消費者教育について様々な提言を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

なお、本日は、尾嶋委員、清家委員、長谷川委員は御欠席でございます。

議事に先立ちまして、事務局に交代がございましたので御紹介をいたします。

最初に、井内審議官、お願いいたします。

○消費者庁井内審議官 この夏の異動で内閣府より異動になりました井内です。よろしく
お願いいたします。

○西村会長 続きまして、岡田消費者教育・地方協力課長、お願いします。

○消費者庁岡田消費者教育・地方協力課長 先月異動になりました岡田でございます。よ
ろしくお願いいたします。

○西村会長 それでは、本日の議事に移りたいと思います。

議事次第をご覧ください。本日は、まず、今期の消費者教育推進会議の進め方について
でございます。前回、第10回の7月9日の推進会議がございましたが、委員の皆様からい
ただきました御意見に基づいて再度資料をまとめました。資料について事務局のほうから
御説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○消費者庁岡田消費者教育・地方協力課長 それでは、資料2をお開きください。これは、
今、お話のありましたとおり、前回の会議での御議論をもとに再度まとめたものでござい
ます。「今期の消費者教育推進会議の進め方について（案）」とございます。

1番でございますが、「今期の消費者教育推進会議での検討事項」といたしまして大き
く2つ掲げてございます。

(1)としましては、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」
という）の見直しに向けた論点整理。こちらは、平成29年6月までに基本方針の見直しに
向けた論点を整理するというところでございます。

(2)のほうは、(1)の基本方針の見直しとは別に、社会情勢等の変化に対応した課
題について幾つか御検討いただくというものでございます。5つ挙げてございます。1つ
目は、学校における消費者教育の充実方策について。2つ目は、若年者への消費者教育（成
年年齢引下げに向けた環境整備）の充実。3つ目としましては、消費者市民社会の形成へ
の参画の重要性の理解促進。4つ目は、高齢者等への対応。5つ目としましては、関係者
との連携・協働。これが今後2年間の任期の中で御検討いただくものの事項でございます。

2番でございますけれども、当面、今後1年をめどに検討していく事項といたしまして
書いてございます。

まず、(1)、先ほどの1番の(1)の基本方針の見直しに向けた論点整理を行う上で
当面検討すべきこととしましては、3つ掲げさせていただいております。

①としましては、国における消費者教育及び消費生活に関連する教育の施策の実施状況
の把握ということでございまして、関係省庁からのヒアリングということを書かせていた
だいております。

②としましては、都道府県・市町村における施策の実施状況の把握ということでござい
まして、こちらは都道府県・市町村が策定する推進計画などを基にしましてヒアリングな
どを行いまして、調査、分析、評価をするということでございます。また、先駆的プログ

ラムの実施自治体に対するヒアリングなども順次実施するというところでございます。

③としましては、そのほかの関係の方々の実施状況の把握ということで掲げさせていただいております。

裏に行っていただきます。こちらは、1番の(2)の「社会情勢等の変化に対応した課題」に関するものとして、(2)、(3)、(4)と書かせていただいております。

まず、1つ目の「(2)学校における消費者教育の充実方策について」ということでございます。こちらは、幅広く検討を行うというものでございます。

2つ目の「(3)若年者への消費者教育」ということでございますけれども、後で少し御説明させていただきますが、ワーキングチームを開催させていただいて、適宜報告するという形をとらせていただこうと考えておりますけれども、内容としましては、若い方々が最低限理解すべき契約に関する基本的な考え方、あるいは、その責任などの指導の充実を図るための教材についての検討ということで、若年者向けの教材などを作成、あるいは、その教材の活用方法の検討をするということでございます。

3つ目は、「(4)消費者市民社会の形成への参画の重要性の理解促進」ということで、これは理解促進方策の検討とか、委員が地方でのイベントなどへ参加していただくとか、大学生などに消費者教育の担い手として活躍していただくための検討などを考えてございまして、こちらもワーキングチームを設置するというところで考えてございます。

3番は、WT(ワーキングチーム)の活動についてということでございますけれども、2つ挙げさせていただいております。

1つ目は、先ほどの2番の(3)に対応する「若年者の消費者教育に関するWT」ということでございまして、作業内容としましては、上のポツで書かせていただいた教材を作成、また、その教材を使った授業の録画とか、それをポータルサイトに掲載するといったようなことを書かせていただいております。

2つ目としましては、2つ目のワーキングチームは、上の2番の(4)に相当するものでございますけれども、こちらは消費者市民社会の周知、皆さんに周知していくこと、あるいは、若い方々、大学生などの消費者教育の担い手としての活躍方法を検討していただくというようなことを挙げさせていただいております。

以上が前回の会議での御議論を基に今期の消費者教育推進会議の進め方として再度まとめさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明に関しまして、御質問、御意見等ある方は、どうぞ挙手をお願いいたします。

島田委員、お願いします。

○島田委員 初めに、遅刻いたしました大変申し訳ございません。まさかの会場間違えをやってしまいまして、失礼しました。おまけに来てみると、私、松山市立久米中学校の出

身なものですから、出身校の校長先生がいらっしゃる前で大変何ということかという思いで動揺を隠せないのがありますけれども、発言をさせていただきます。

このいただいた中で当面の検討事項を今後1年をめどにという中で、「学校における消費者教育の充実方策について」を挙げていただいている点が大変重要だと思うのですが、一方で、やはり文部科学省とのすみ分けというのをどういうふうに考えていくのかというのが常々課題になっているところがございます。そういう中で、1つ、消費者庁独自の取組としてあるべきものとして考えられるのは、2. (1) の①の消費者教育、環境教育、食育、国際理解教育、金融経済教育、これらの推進法の中で連携を図っていくべきと挙げられているのですが、これらとの連携をどう図るかというところの何かモデルなりそういったものを追究するという形で学校教育を支援していくことは非常に消費者教育推進法の趣旨にもかないますし、非常に大事なことではないかと思えます。

と申しますのも、やはりいろいろな〇〇教育という形で林立する現状は、学校現場にとっては、結局どれも進め難いという受け取られ方をするというのは常々この推進会議の場でも語られていることでもありますので、そういったところでのより消費者教育を現場に普及していくという観点からも非常に大事な中身かと思えますので、そういったところを連携いただければ。もちろん、フェスタ等で既にいろいろな連携の実績がございますけれども、それを一歩進めて現場に使いやすいものを提示していくという作業が非常に大事かと思っております。

以上です。

○西村会長 ただいまの御指摘に関して、何か関連する御発言はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局のほうから何かコメント等があれば。特によろしいですか。

それでは、ほかの御意見でも結構でございます。どうぞ御自由に。

それでは、柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼委員 それでは、資料2の中の「2. 当面の検討事項」の(1)の③「その他関係者の実施状況把握」において、消費者団体とか事業者団体からヒアリングを行うというのがありますけれども、これはとても素晴らしいことだと思います。現場で見ますと、今、独居老人とか老夫婦のみの世帯というのが非常に増えておりますので、家族とか地域だけのケアというのが十分ではない中で、この見守りネットワーク関係者からのヒアリングというのが特に重要かと思っておりますので、私たちもそういう人たちから直接の声を聞いてみたいと、希望を申し上げさせていただきます。

それから、また、都道府県とか市町村の施策の実施状況というのも現場の声として聞かせていただきたいと思えます。この消費者教育推進計画と消費者教育推進地域協議会の設置状況の一覧を見ますと、大分差が出てきているかなと感じます。消費者庁が各地方公共団体に配分しております地方消費者行政推進交付金、これは非常に現場にとっては活性化として大きく貢献しているのですが、よく聞いてみますと、先駆的プログラムの交付金の

枠が余ってしまって使い切れていないというような声も聞きますので、なぜ使われないのか、使いづらい点があるのか、よく内容について現場に合わせた使い方ができるようなことも考えていただければと思います。

あと、学校の消費者教育なのですけれども、今日、校長先生とか理解の深い先生がいらっしゃいますが、実際の現場ですと、今日も男性の方はたくさんいらっしゃいますが、例えば男性の校長先生とか教頭先生とか現場の管理監督の方に消費者市民社会の認識が薄いということで、消費者教育がどうしても学校のゆとりのない中で後回しにされている部分もありますので、そこら辺のところをもう少し、どんな方が管理職になられてもしっかりと取り上げていただくような方向を、文部科学省を始め、つながりを強めていただければと思います。

最後に、学校と地域との連携をもう少し強めていただくようなことも考えていただければと思います。学校区で消費者教育というのを充実していくのが重要とっておりますので、よろしく願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

大体3点ほどの御指摘を頂戴しました。今日の資料の中に参考資料2として都道府県の実施状況、消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の設置状況等もありますので御参考にしていただければと思います。

では、高山委員、お願いします。

○高山委員 ただいま、島田委員、柿沼委員からヒアリングに当たってのいろいろな論点や切り口を御提案いただいたと理解しているのですけれども、是非ヒアリングをされる際には、そういう意味での「基本方針」、それから、「消費者教育推進会議の取りまとめ」に対する意見を棚卸しといいますか、それを一度していただいて、その上でヒアリングをされるときの切り口というのを整理していただくと、見直しに向けた課題が浮き彫りになるようなヒアリングの仕方ができるのではないかと感じております。是非ヒアリングされる前にヒアリングの切り口をこの会議で確認できたら、より質が高まるのではないかと感じております。

○西村会長 大変重要な御指摘だったかと思えます。単なるといいましようか、先駆的実践の事例報告というような形にならないようにということだろうと思えます。そこは是非検討してまいりたいと思えます。

古谷委員、お願いいたします。

○古谷委員 古谷です。

基本方針の2年後の見直しに向けたところでの論点整理ということを見ると、1.の(2)の「社会情勢等の変化に対応した」というところの課題が現状だけを述べているような感じがございます。前回、私も少しお話しさせていただきましたが、世の中は、世界もそうですけれども、かなり急ピッチで動いて変わっているなという実感があります。そういったところにも対応できるのだろうかというのが少し気になるところです。無理やり

に入れてしまえば2.の(1)の③になるのだらうと思いますが、前日も申し上げましたが、昨日、国連で「SDGs」(「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」)が採択されたと思います。その中には「持続可能な生産と消費」が入っており、正に消費者市民社会の中の一つの柱にもなっているものです。実際にそのような流れも見据えながら、では、今、どのような理解促進をしていくのかということが必要だと思われる。今ある事例が必ずしも万全の内容ではないということです。今あるものが十分理解されていない、促進されていないのだという前提で進むのではなく、まだ十分にそういった事例ができていないことも踏まえながら進んでいかないと、方針ができたときには、正に古いものになってしまうのではないかと思います。

そのような意味でも、今、高山委員から御指摘があったように、広い、今、起きている問題を踏まえたヒアリングの論点というのをお諮りいただいて、是非関係省庁も含めて聞いていただきたい。聞くべき内容がはっきりしていなければ必要な情報がとれないのではないかという懸念をしています。

裏ページの中のワーキングチームのところの内容を見ましても、実は、3番の(2)の消費者市民社会普及のところでも作業内容として挙げているのが、今、言ったような観点で言うと、実は足らないのではないか、もう少し御検討いただいたほうがいいのではないかと考えています。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでございましょうか。

では、河野委員、お願いいたします。

○河野委員 河野です。

ただいまの古谷委員の意見とも重なるのですが、ワーキングチームの運営に関して、そこだけに集中してしまうと最初に挙げている課題のところ、必ずしもワーキングチームの、ここで見させていただく限り網羅されていないので、上の中で漏れていかないかというのを少し心配しています。

もう1点は、先駆的プログラムの実施自治体に対するヒアリングもあるのですが、実際、そのヒアリングとともに、なかなか消費者教育がどこまで進んでいるかを理解していただけていないところに対しての紹介というか、その辺りはどんなふうにしていくのかということ、そこは質問として伺いたいと思います。

以上です。

○西村会長 今、後半におっしゃった、どういうふうに紹介していくのかというのは、どこに対してということになりますか。

○河野委員 どこに対してと申しますか、消費者教育推進会議の中で議論されている中身であるとか、どこまで推進されているのかというところが、例えば消費者団体などのところからなかなか理解ができないというような御意見をよく聞きます。なので、この推進会

議としてどのように紹介していけるのかということもこのワーキングチームに含めるのか。

○西村会長 それは、推進会議で議論されていることが、単純に言えば議事録としてホームページで公表されるとかということはありませんけれども、それ以上のものがないために、ある意味では国でということが進められているのか分かりにくいとか、消費者団体としてもキャッチしにくいとか、そんな意味合いでございましょうか。

○河野委員 むしろ、実際にあらゆる地域の学校、地方で進められてきていると思うのです。その進められてきている、ここで言うと先駆的プログラム、もしくは先進事例みたいなものをどうしたらもっと紹介して行って、それを見ながら更に広げていくことができるかというような、そこはもう少し力を入れるべきではないかという気持ちから意見を申し上げたのですけれども。

○西村会長 分かりました。行政に対しての質問というふうには受けとめたほうがいいですか。先駆的事例等の収集、そして、その全国的な広報活動というのでしょうか、そのあたりについて御説明をお願いします。

○消費者庁岡田消費者教育・地方協力課長 今、事例として先駆的プログラムで先駆的な事例をほかの方々には余り御存じないのではないかなというふうなお話でございまして、やはり、やっているつもりでも伝わっていないのだと思うのですけれども、私どもといたしましては、そういった先駆的ないろいろな取組はホームページで紹介させていただいたり、あるいは、地域でいろいろなブロックに分けて消費者のいろいろな方々のつながりを持つ「地方消費者グループ・フォーラム」という活動をやっておりますけれども、そういったところで紹介させていただいたりしているつもりなのですけれども、まだまだ不十分という御意見かと思いますので、そこら辺も更に皆様に伝わるように取り組んでいきたいと思っています。

また、消費者団体との会合などもございますときには、そういったことも御紹介したいと考えております。

○西村会長 それでは、出口委員、先ほど挙手がございましたので。

○出口委員 恐れ入ります。出口でございます。

続きになるかと思うのですけれども、私どもの「Love&Safetyおおむら」というのは、消費者庁の先駆的なプログラム、取組ということでホームページにも掲載させていただいております。実際にNPOの立ち上げに関しても消費者庁に基金をいただいたり、自転車事故に関してもお金をいただいているのですが、消費者庁はお金が余っている、ただ、それをいただく場合に長崎県大村市NPOにという流れの中で、様々なところで滞っていくのです。私たちは計画をしていて、それをやっていきたいというところなのに、長崎県が、これは大村市ができるわけがないということでお金を削られたり、1,000万円を超えると処理が非常に大変になるから1,000万円を切られたとか、そういうつまらないところで、私たちは一生懸命消費者側というかNPOとして活動をしてやっていきたいというところがなかなか進まないというのは、もしかしたら震災のお金がうまく使われないというところの周りと同じ

ような構造もあるのではないかと思うところがありまして、あと、ヒアリングももうちょっと末端まで聞いていただけたらいいのですけれども、大村市まで来てそこで終わってしまって、私は消費者庁の方と会わないまま、わざわざ長崎に来られたのに会わないまま終わってしまっているのです。それでヒアリングということだったのですけれども、もちろん大村市の方とは密にやっているのですが、本当の意見というのを吸い上げていただける、現状というのがなかなか届いてこないというところでは、その辺のもう少しきめの細かい、もしくは、私たちNPOなり市民が使いやすいお金という形の回り方というのを検討していただかないと、幾ら頑張ってもあんなことをされてしまうともう申請しないということになってしまうのです。だから、その辺もちょっと考えていただけたらと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

関係省庁のヒアリングの予定もありますので、最後に島田委員、御発言を。

○島田委員 先ほどの事例の普及という点ですけれども、これは以前、具体的事例集という消費者教育に関する事例集を出していただいています。それはそれで大変参考になるものだったかと思うのですけれども、あの中で1つ思うのは、消費者市民教育という分野の取組がまだまだ少ないというところがありまして、そこに特化をしたような、20でも30でも50でもいいと思いますけれども、出していただけると、消費者市民教育の普及の上では大変大きな力になるのではないかというふうに思っておりますので、そこもまた御検討いただければと思います。

○西村会長 いろいろとありがとうございます。頂戴した御意見に関して改めて整理をいたしまして、次回以降の検討課題に盛り込んで議論の進め方を整理させていただきたいと思っております。もし会議終了の前に時間がございましたら、また御意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、議題の2に移りたいと思っております。

先ほど事務局より御説明のありました、資料2「今期の消費者教育推進会議の進め方について」にありましたとおり、基本方針の見直しに向けた論点整理の一環としまして、国における消費者教育及び消費生活に関連する教育の施策の実施状況を把握することにしております。今回、次回で文部科学省、法務省、環境省、内閣府等からお話を伺うことにしたいと考えております。本日は、文部科学省にお話を伺うことになっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○文部科学省合田教育課程課長 文部科学省初等中等教育局の教育課程課長をいたしております合田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、曾我部先生、堀内先生、自治体の校長先生もいらっしゃる前で大変恐縮でございますけれども、平成20年の学習指導要領の改訂で、現在、率直に申し上げまして、内容についてはかなり消費者関連教育に取り組みられるようになってございます。その状況と、それから、学習指導要領は10年に一度改訂することになってございまして、現在次の改訂に向けた議論をさせていただいております。その状況を御報告させていただきたいと思

ております。

私どもの資料、資料3の3ページでございます。学習指導要領でございますが、小中学校については平成20年に改訂をされてございまして、ここに書いてございますように、特に下線を引いた部分につきましては平成10年改訂、その前の改訂に比べて相当充実したものでございます。

例えば4ページでございますけれども、中学校の社会科(公民的分野)におきましては、家計の貯蓄の循環、直接金融・間接金融といったことも教えるとか、あるいは、技術・家庭科におきましては、消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等について触れるということなどを強化させていただいております。

5ページをおめくりいただければと思いますけれども、高等学校におきましても公民科での指導、それから、家庭科につきましては、平成元年改訂から男女共修になりました。先ほど東先生からお話がございましたように、かつては家政といったようなものでございますけれども、現在は生活の設計科学といったようなものに大きく内容が変わってございまして、消費生活と生涯を見通した経済の計画とかライフスタイルの確立といったことについてかなり具体的に指導しているところでございます。

学習指導要領では分かりづらいと存じますので、6ページからは具体的な教科書の例をお示しさせていただきました。これも、正に校長でいらっしゃる曾我部先生の前で大変恐縮でございますが、6ページは小学校の家庭科5・6年でございます。この6ページの右下でございますが、「買う前に考えよう」ということで、「本当に必要か?」というところから始まって、消費ということを自分でじっくり考えるというようなことを指導いたしてございます。

次の7ページでございますけれども、これも小学校の家庭科でございますが、真ん中ほどにラインがございまして、「買い物の手順」ということで、「計画を立てる」、「品物を選ぶ」、「買う・支払う」、「使う」、「ふり返る」ということでございますし、それから、左下のほうにはマークの例ということで、エコマーク、JISマークなどの指導をいただいているということでございます。

8ページ目でございますけれども、中学校でございますが、社会科(公民的分野)では、まず、「きまりの意義」というものの指導を目指してございまして、それから、9ページでございますが、「わたしたちの消費生活」ということで、「商品の選択」、「収入と支出」、「“かしこい”消費生活」ということで、9ページの右上でございますが、「お金の使いみちを考えよう」と、「20年後、30歳代半ばになったあなたは、月に32万円の収入がある」ということを前提に考えてみようというような指導を、今、行っているところでございます。

10ページ目でございますが、同じく中学校の社会科でございます。「消費者の権利」ということで、ここもかなり具体的に、例えば10ページの一番左側でございますが、インターネット通販、無料商法、マルチ商法といったような、これは高校になるとさらに詳しく

指導することにしてございますが、そういった課題があるということでございます。

それから、10ページの右上のほうでございますが、契約という大変遠い存在に感じますけれども、日々刻々自分たちは契約に関わっているということを指導しているところでございます。その上で自立した消費者ということを指導しているところでございます。

それから、次の11ページ目でございますけれども、これは中学校の技術・家庭科でございます。これも11ページの右下にございますように、「ロールプレイングに挑戦しよう～悪徳商法のだましの手口～」ということで、最近、学校でもこういうロールプレイングということを積極的に取り組んでございますけれども、先ほど、社会科でも行ってございますが、クロスカリキュラムということで技術・家庭科でも行っているという状況でございます。

次のページ、12ページ目、中学校の技術・家庭科でございますが、左下に「消費者の8つの権利と5つの責任」ということで消費者の権利と責任ということを指導してございます。

また、次の13ページでございますけれども、「事例を通して消費者の権利と責任を具体的に考える」ということで、こういうTシャツを作ろうと思ったのだけれども、簡単に色落ちをしてしまった。それについて自分としてはどう行動したらいいのだろうかということ、具体的に13ページの上のほうに書いてございます。

それから、もう一つ、資料3の附属資料というのがその次についてございますが、別刷りになっているものがございまして、資料3附属資料というものでございます。薄いものでございますが、これは来年度から使われる見本本でございまして、一般の資料としてお配りできないものですから別刷りにさせていただきました。お手元でございますでしょうか。その3ページをご覧いただければと思います。

これもフローチャートが見えづらくて大変恐縮なのですが、「こんなとき、あなたならどうする？—トラブルへの対応—」ということで、インターネットでスニーカーを買ったのだけれども、限定モデルのはずがどこでも売っていて欲しいものではなかったということで、その後、泣き寝入りをする、あるいは、行動するというでフローチャートを作って具体的に子供たちにかなり身近な問題として考えさせるという指導を行っているところでございます。

大変恐縮でございますが、資料3の厚い資料に戻っていただきまして、14ページでございます。

同じく中学校の技術・家庭科でございますが、「消費者を支えるしくみ」ということで、例えば右側にございますように、「クーリング・オフに関するQ&A」ということで、はがきでもできるかとか、対象になるのはどんなものですかといったようなことを書いています。その下に「やってみよう」とありますように、「クーリング・オフのはがきを書いてみよう」ということで、今、こういう指導も行っているところでございます。

15ページでございますけれども、高等学校でございます。公民科の現代社会でございますけれども、ここでも「市民生活と法」というようなこと、それから、16ページ目ござ

いますが、高等学校の現代社会、左側にございますように、「契約の成立」ということを中学校より詳しく教えるということを指導してございます。

それから、17ページでございますけれども、「自立した消費者への道」ということで、まず、「消費者主権」という言葉をしっかり教えた上で、その後、17ページの右側にありますように、具体的な「現代の消費者問題」ということで、インターネット通販から無料商法まで様々な類型を教えてございます。これが公民科の現代社会でございます。

それに加えて、18ページからございますけれども、高等学校の家庭基礎、先ほど申し上げましたように、男女共修の家庭科におきましても、18ページの右下にありますように、クーリング・オフについて改めて指導する。

それから、19ページでございますけれども、ここでは「消費者信用」ということで、特に多重債務に陥るまで、あるいは、19ページの右側にありますように、「利息について考えよう」ということで、利息についても計算をさせるといったような指導も行っているところでございます。

20ページでございますけれども、これは高等学校の家庭基礎でございますが、一番下の欄に「若者がねらわれやすい悪徳商法」ということで、アポイントメントセールスからずっと並んで、最後、インターネット関連というところまで指導をいただいております、現在のカリキュラムは、とにかく繰り返し指導する、それから、クロスカリキュラムで複数の教科で指導を行う、これがまた総合的な学習の時間などで生きてくるといような形になっているところでございます。

ページを飛んでいただきまして、22ページをご覧いただければと思います。

先ほどの曾我部先生からも、一つ一つの知識も大事だけれども、どういった自立した消費者としての判断力を付けるかという資質・能力が大事だという御議論がございました。正に次の学習指導要領はこの点に焦点を当ててございます。一つ一つの知識を習得する過程で育まれる資質・能力というものをしっかり見据えていこうというものでございます。

その上で、24ページに3つほど○がございますが、これは8月に中央教育審議会のほうで論点整理としてまとめたものでございますが、2つ目の○、下線を引かせていただいておりますが、「消費などの経済的主体等として求められる力」、これは正に判断する力といったものと重なってくるわけでございますけれども、こういったことを踏まえながら資質・能力を整理し、育んでいくということを議論いただいているところでございます。

また、具体的に、25ページでございますけれども、高等学校の公民科におきましては、新しい「公共（仮称）」という共通必修科目を設けてはどうか、あるいは、家庭科、技術・家庭科におきましても、自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成を図っていくという観点から御議論いただいているところでございまして、26ページをご覧いただきますと、「公共（仮称）」のイメージということで、子供たちは直ちに社会的な存在として社会と向き合うということがございますので、法的主体になること、そのための経済的主体になること、その際、消費者というのは大変重要なポジショ

ンだというふうに考えておりました、このことをほかの教科と連携しながらしっかりと他人事ではなく自分の問題として向かい合うような科目にしていきたいということでございます。

また、その次のページ、27ページでございますけれども、家庭科のほうにおきましても、ちょうど真ん中に「家庭科で育成する資質・能力の育成」というところがございますけれども、◆の3つ目でございます。「持続可能な社会を構築する力（消費・環境に配慮したライフスタイルの確立）」といったようなことが重要だというふうな議論をいただいた上で、その下の「共通必修科目の在り方」として、右側の上の○でございますが、「生活者の視点を踏まえた消費者教育の充実」ということが議論されているということでございます。

私ども、こういった議論をしっかりと踏まえながら、本日の議論も踏まえながら制度設計をさせていただきたいと思っておりますが、他方で、大変恐縮でございますが、これは曾我部先生、堀内先生に言うまでもございませぬけれども、小中高の毎週のカリキュラムは一杯に詰まってございまして、小中高の子供たちの時間も有限でございます。いかに効率的に子供たちに知識がいきで働くものにするのかということが大変重要だと思っております。

御参考でございますが、実は本日、文部科学省のホームページにこういう副教材を公表させていただきました。これは何かと申しますと、来年の夏の参議院議員通常選挙から、今の高校2年生でその投票日の翌日までに誕生日を迎える方は有権者になる。来年の高校3年生は3分の1ぐらいは有権者で3分の2は有権者でないという、これまでの学校教育で経験したことがないことが生じるということもございまして、総務省と一緒にしまして、総務省に予備費を3億円ほどとっていただいて、一緒に協力をさせていただいて、単に政治経済の勉強ではなくて、模擬投票とか模擬議会とか模擬裁判でありますとか、そういった具体的な活動をどうやったらいいのか、その際の留意点はどうすべきなのかということをもとめさせていただいたものでございます。これは総務省のほうで予算をとっていただいて、今年中には370万人全ての高校生にお配りするということにもなっております。私ども、こういったことで是非一つ一つの知識が子供たちにいきで働くものになっていくように、消費者庁と連携をさせていただきながら取り組ませていただきたいと思いますという次第でございます。

初等中等教育については以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

続きまして、生涯学習政策局のほうからお願いします。

○文部科学省高橋男女共同参画学習課長 それでは、「大学・社会教育における実施状況」について資料3の29ページ以降をご覧ください。

私どもでは「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」に基づいて、実践者向けの手引書やこのすぐろくを使った分かりやすい教材を作成したりという形で進めておりま

す。また、平成22年度からは「消費者教育フェスタ」という形で普及啓発を図っているところでございます。

次の30ページ、31ページをご覧くださいと思います。

上の段は、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」について説明したものでございます。これは、消費者基本法、消費者庁関連三法、また、基本計画を受けまして、文部科学省として消費者教育の基本的な方針を先生方とも御議論いただきまして作成したものでございます。

その中で、具体的には31ページの事業を進めております。事業の内容といたしましては、31ページの下の方の緑色のところをご覧ください。文部科学省では「消費者教育推進委員会」を設置いたしまして、これがいわば文部科学省における大学・社会教育における消費者教育の司令塔ということでございます。地域の皆様方に対しましては、消費者教育アドバイザーの派遣や全国的な協議会の開催を通じてサポートを申し上げているという形になってございます。

次のページでございますが、その一環といたしまして、四国大学やNPO法人と協力した消費者教育の推進のための実証研究というものを進めております。

最後、33ページ、これは消費者庁にもお世話になっておりますが、消費者教育フェスタを引き続き実施してございまして、最後の裏面の34ページになりますが、これが今年10月18日の予定になっております。プログラムをご覧くださいまして、今回は高校生、大学生による実践事例の報告、ワークショップというような形で消費者教育を推進しているところでございます。

以上でございます。

○西村会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお二方からの文部科学省の取組についての御説明がございましたが、御質問等ありましたら、是非お願いしたいと思います。どうぞ、どなたでも結構です、御発言をよろしく申し上げます。

では、島田委員、先にお願ひします。

○島田委員 小中高の段階について教えていただきたいのですが、いわゆる消費者市民教育というものは、従来の消費者教育より幅が広くて、いわゆる持続可能性に関する社会を作っていく、そのための消費者の役割を伝えていくという教育になるわけですが、その素地として非常に重要なのが、持続可能な社会とは何だろうか、そういったところの理解、これは小中でも実はかなりいろいろな分野でやられていると思うのです。食育や残食ゼロのキャンペーンなんていうのは小学校でもよくやられているわけですが、そういったものも関連すると思うのですが、そういったものを総合的に取りまとめて見ていかないと、一体、私たちが進めようとしている消費者市民教育というものの素地というのはどれぐらいあるのだろうかというところもよく分からない部分があって、そこら辺何かまとめたものがないのかなといつも思っているのですが、そういった点はい

かがでしょうか。

○西村会長 それでは、合田課長、よろしく申し上げます。

○文部科学省合田教育課程課長 御指摘、全くそのとおりでございます。私よりも曾我部先生や堀内先生のほうからお答えをいただいたほうがいいかもしれませんが、持続可能な社会の実現というものは、平成20年の学習指導要領で大変重視されてございまして、特に総合的な学習の時間などでは、それは相当取組をいただいていると思っております。

その状況、例えばどういうテーマでどういう活動を行っているのかということについてのデータは私どもでありますけれども、その点については2つございまして、1つは、これは私が申し上げるまでもないことではございますが、やはり学校教育というのは全体のルールに従いながらも、それぞれの地域に応じた創意工夫というものが非常に大事になってまいりますし、先生方の創意工夫が花開いた瞬間に最も教育効果が高くなるということもございまして、私どもで大きな考え方を示しながら、創意工夫というのは学校で引き出すというような条件整備をどうしていくのかということが大事ではないかというふうに思っております。先ほど見ていただいたような副教材などは、その一つの重要な要素ではないかと思っております。

それから、もう一つは、今、島田先生がおっしゃったことは、我々自身も把握したいと思っておりますけれども、やはりそれぞれの学校においてカリキュラムマネジメントというふうに、先ほど堀内先生からも御紹介がありましたけれども、どういう考え方で、どういうコンセプトで一つ一つの教育活動をつないでいくのかということについて、それぞれの学校で、これは社会の方が思っている以上に各学校の校長先生は真剣に考えていただいて持っていておられますので、そのことをいかに可視化し、地元と共有し、学校外のリソースを活用しながらその取組を広げていくのかということを進めていかなければいけない。コミュニティ・スクールというのもそのための重要な手段だと思っておりますので、引き続きそういう取組を進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

では、柿沼委員、お願いします。

○柿沼委員 私、最初のときに管理職等の消費者教育に割り当てられる時間を確保していただきたいということをお願いしたのですが、今、これを全部御説明いただいて、これだけのものが子供たちにきちんと教えていただけるということで生きる力の付与ということで非常に安心いたしました。

それと同時に、学校現場でのもう一つ教えていただきたいのは、先ほど18歳の高校生を対象にということで選挙権の問題がありましたが、契約とその他さまざまな分離点ができてくるかと思いますが、そこら辺の私立高校、社会人、公立高校、そういったようなことについてはどんなふうな考え方で実施されていくのでしょうか。

○西村会長 よろしいですか。お願いします。

○文部科学省合田教育課程課長 先ほど、政治参加に関する教育の教材のことを御紹介申し上げました。これは率直に申し上げまして、今年の6月に法律が通りまして、その1年後の参議院議員通常選挙では一部の高校生が有権者になる。率直に申し上げて、かなり急な話と申しますか、私ども、通常は教材をこういうペースでつくるというのは余りないのですけれども、緊急避難的に、このままにしておくわけにはいかないのでこういう取扱いをさせていただいたというのが率直なところでございます。

先ほど御紹介しましたけれども、長期的には高等学校に仮称ですけれども「公共」という新しい科目を設けていきたい。ただ、今、改訂の議論をさせていただいて、実際に実施されるのは、今のスケジュールでいけば平成34年、具体的な子供で言えば今の小学校3年生からということになりますので、それまでの間、こういった教材で是非高校生の力を引き出していきたいと思っております。

今、柿沼先生から御指摘をいただきましたように、仮に成年年齢とかその他の年齢が下がってまいりますと、同じ問題が生じてくると思っております。これは消費者庁の資料を拝見させていただきますと、やはり19歳まではそういういろいろな悪徳商法の相談というのは少ないのですけれども、20歳になると急に増える。悪徳商法をやっておられる方が20歳の誕生日を迎えたらまたおいでというふうにおっしゃっているようでございますから、それが今度は18歳になるということをお前提に考えていかなければならないと思っております。ただ、その点につきましては、今、柿沼先生からもお話がございましたように、教える素地と申しますか、ちょっと言葉は悪いようでございますが、ネタはある程度、今、教科書に相当色濃く出てございますので、これを社会に出てから2年後の問題ではなくて、今、目の前にある問題だというふうにごう教えるかということについて、どのようなリソースを活用し、どのようなメッセージを学校にも保護者にも子供たちにも提供していくのか、発信していくのかということが大変重要ではないかと思っております。是非いろいろ御指導いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等がありましたら。

古谷委員、お願いします。

○古谷委員 実は最近、「サステナビリティ消費者会議」のほうで「消費者市民チェックリスト」を作ろうということで、最近の教科書を拝見させていただき、非常に充実していると感じています。ここから材料を拾ったらいいのではないかと思えるくらい素晴らしいものでした。

前回の推進会議で消費者の行動例をまとめましたが、消費者の基本的な行動としてこのような教科書の中から事例を拾うということも有益なのではないかと思われま。事例集というものもまとめましたが、行動例だと本当に簡単な行動例であり、事例集だと特別な事例になってしまいます。恐らくその中間的な内容として教科書にたくさんの事例があることから、それらをうまく拾って活用してはどうでしょうか。

私たちが作っているチェックリストは大人向けなのですが、教科書に掲載の事例は子供だけではなく大人も使える事例なのではないかと思いました。教科書の事例の活用の仕方でも考えていけると思われますので、是非文部科学省は消費者庁と連携して、事例の充実などもしていただければと思っています。

それともう1点なのですが、この資料の中で消費者教育フェスタというのが何回か出てきたと思います。実は、ここで協力しているのが「社会的責任に関する円卓会議」の運営委員をやっていますが、何年か前に文部科学省から協力依頼の申し出をいただいて、正に事業者や消費者団体の取組、そして各主体の連携の取組を発表する機会をいただいたということで非常に感謝を申し上げていますが、数年たって形式的になっているのではないかと思います。というのは、最近、同円卓会議に協力をお願いしますという形で依頼されていますが、このような参加依頼で終わってしまっています。例えば、この資料で見ると32ページに連携・協働のための取組が具体的に掲載されています。「社会的責任に関する円卓会議」は、事業者も消費者団体もNPOもNGOも正に持続可能な社会のために連携して何ができるかという円卓会議です。これらの資料にあるように新たな連携・協働を模索するのもいいのですが、従来ある仕組みを活用して、更に連携・協働を充実させていくという視点も重要ではないかと思います。是非連携・協働の取組を形式的にならないで充実させていく形で消費者市民社会教育を更に促進していけるようにしていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○西村会長 高橋課長、何か御発言ございますでしょうか。

○文部科学省高橋男女共同参画学習課長 消費者教育フェスタの内容について御指摘、ありがとうございます。私ども、決して形式的になっているつもりはなかったのですけれども、しっかりと対応させていただきます。ありがとうございます。

○西村会長 ほかに御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

恐れ入ります。私のほうから1点、合田課長にお尋ねですが、先ほど新たな学習指導要領の検討のお話の中で、「公共」を含めて科目の中身の検討がこれから分科会等で進められていくと思うのですが、工程というのでしょうか、どのぐらいのスケジュールの中でこの中身がまとまっていくのか、その見通しなど、わかる範囲で結構ですがお示しいただければと思います。

○文部科学省合田教育課程課長 学習指導要領の改訂という作業は、建築物を造るような作業に似てございまして、あらゆる学校種、あらゆる教科について、縦軸、横軸を全部見渡して作り上げるという作業でございます。まず基礎工事をいたしまして、これはこの夏にまとめ上げた論点整理というものでございまして、その上にこれから、今日のお話も含めた構造物を組み立てていく、最後に棟上げをするということございまして、前回改訂も中央教育審議会におきまして400人の委員の先生方に400時間御議論いただいたというものでございます。この作業を今年度及び来年度にかけてやらせていただくということになりますので、答申をいただき、小中学校について改訂をさせていただくのは来年度一杯ぎ

りぎり掛かると思っております。高等学校につきましては、来年度を超えて改訂させていただくということになろうかと思っております、そうしますと、その後、通常のパターンでございますと、教科書の編集、検定、採択というプロセスがございますので、小学校については平成32年度から、中学校は33年度から、高等学校は先ほど申し上げましたように34年度からということで新しいカリキュラムが実施されていくだろうということで、子どもは作業を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

ほかに文部科学省のほうに御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、文部科学省のヒアリングに関してはそこまでということにいたしまして、議題の3のほうに移らせていただきたいと思います。

現在、ただいまのお話にもございましたように、中央教育審議会におきまして、次期学習指導要領改訂に向けた検討が行われているわけでございます。先月20日には論点整理が示されたということでございますが、中央教育審議会では、今後、各段階別の議論がなされていくと、今、工程の御紹介も合田課長からありましたが、幅広く消費者教育の内容を充実させていただくために、推進会議としても考え方をまとめることができればと思っております。本日は、その考え方を示す基盤としての論点を示しまして、それらについて具体的な御意見を頂戴できればと思っております。

つきましては、まず、事務局より資料について御説明をお願いいたします。

○消費者庁岡田消費者教育・地方協力課長 それでは、資料4と右肩にあります縦長の資料をご覧いただければと思います。「学校における消費者教育の充実に向けて（論点）」でございます。4つほど挙げさせていただいております。

1つ目でございますが、「学校における消費者教育として最も重要な点は何か」ということでございます。例を挙げさせていただいておりますけれども、「消費者教育を通じて育成すべき資質・能力とは何か」といった点でございます。

2つ目でございますが、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、実践的に消費者教育を展開するためのポイントは何か」ということでございます。

3つ目としましては、「学校における消費者教育の推進に向け、教員研修の充実や教材の作成、モデル校の指定などの取組を促進する方策は何か」。これには、先ほど御指摘もありましたけれども、地方消費者行政推進交付金の活用促進も含むというものでございます。

4つ目でございますが、これは先ほど既に御意見がございましたけれども、「地域等と学校の連携を進めるにはどのようにすればよいか」という、この4点でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま資料4に基づいて論点のポイントが出されたわけですが、このそれ

ぞれについて、あるいは、さらに加えるべき点があるのではないかという御意見があっても結構だと思います。先ほどの議論の中では、島田委員から持続可能な社会とは何かということでトータルで見ていく視点というようなこともございました。強いて言えば、ある意味、第1番目の議論になるのかもしれませんが、消費者教育推進法からすれば一つの大きなポイントにもなりますので、別項目立てにして議論したほうがいいのかもありません。そういうことも含めまして、まずはこの論点の整理の仕方といいますか、この点について御意見いただければというふうに思います。

では、佐分委員。その後、飯泉委員。

○佐分委員 具体的な話になりますが、論点の4番目、「地域等と学校の連携を進めるためには」というところで、事業者サイドから各学校教育に入り込もうと思うとなかなか入り込めないというところがありますので、例えば教材を作ったときに誰にお話しすればいいとか、そういった具体的な方策も含めて検討いただけるとありがたいと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

では、飯泉委員、お願いします。

○飯泉委員 現場を預かる身として、それぞれに少しずつ申し上げていきたいと思います。

まず、1番目、何が最も重要か。もう既に出ているところではありますが、やはり子供さんたちは自分たちの行動が社会にどう影響を及ぼすのかというのがいま一つ分かっていないといった点がありますので、是非そうした点を、先ほど、教科書の内容を見ていると、本当に個別具体的に、しかもそれぞれの学年といいますか、小中高でありましたが、それぞれに具体的な事例が出ておりますので、こうしたものをしっかりと学んでいただけるという形をとっていただく。つまり、消費者市民社会といったものをしっかりと学んでいただくというのが重要ではないかと思っています。

そこで、2番目の実践的な消費者教育を展開するポイントは何だろうかということなのですが、教科書は立派なのですが、あと問題は教える側なのです。やはり、学校の先生といいますと、何を教えようという感じで来るわけでありまして、そうではなくて、子供さんたちが何を学んでくれたら、それがいかせるのかといった点を、先生方は現場主義になっていただく必要があるのではないだろうかということで、いろいろな研修制度をもっと充実していただいたらどうだろうかと考えております。

例えば徳島県の場合には、教員の皆さん方には、それぞれ県の消費者生活センターで研修生として学んでいただきまして、そして、また現場で頑張っていただく。教育研修センター、あるいは講師として学校に出前講座という形で派遣させていただくという形をとらせていただいております。また、今の教員の皆さん方は10年目の研修という制度があるわけでありまして、そうしたところに消費者教育の研修をカリキュラムとして入れるということをやっております。こうした点について、是非それぞれの各ステージに応じた形で実践を身に付けていただく、そうした教え方をまずは教師の皆さん方に学んでいただくというのが重要ではないかと思っています。

3番目、先ほど、それぞれの教科書の話も出たところでありますが、今後、どういう形でこれを進めていくのかといった点で、地方消費者行政推進交付金のお話も出ました。大分余っているのではないかということがあるわけなのですが、徳島はこれを大変重宝させていただいておまして、これによって幼小中高、それぞれモデル校を設定させていただいております。そして、例えば幼稚園だったら実際に買い物の体験学習をしてみらうとか、あるいは、高校生であれば高齢者の施設へ行っての啓発活動を実際にやってみるとか、それぞれに応じる形でやっているところでもありますので、是非こうした点、先ほどもこれが使いやすいような形とありましたが、こういうふうに先進的なところでは使っているのだよと、そうした具体的な事例があればどんどん使いやすくなるのではないかと思いますので、御参考にしていただければと思います。

最後、4番目、地域との関わりであります。これは消費者庁発足のときから徳島の事例として、やはり消費者の皆さん方と行政の間をつなぐ組織がどうしても必要となる。もちろん消費生活センターとか、徳島では「情報センター」と呼んでおられますが、そうした形、あるいは、地域に密着した「くらしのサポーター制度」、さらには、こうした皆さん方にいろいろな形で最先端の事例を学んでいただいたり、あるいはそうしたものを企画する「消費生活コーディネーター制度」、こうしたものもそれぞれの地域で民の力、また、日々そうした消費者と接している皆さん方をしっかりと組織化して、行政と国民の皆さんとの間をつないでいただく、そうした形を是非進めていただければいいのではないかと考えております。

以上です。

○西村会長 具体的にありがとうございました。

そのほかに御意見を頂戴したいと思います。どなたが先に手を挙げたのでしょうか、東先生が初めて手を挙げられたので、東先生、お願いします。

○東委員 恐れ入ります。何点か申し上げたいのですが、まず、1点目の「学校における消費者教育として最も重要な点は何か」ということについてなのですが、先ほど西村会長も繰り返されましたけれども、島田委員のほうから持続可能な社会という視点でトータルに全体を見ていくということが出たかと思います。そもそも消費者市民社会という言葉によって、かなり今までの消費者教育を超えたところの範囲の部分統合することが可能である。ところが、消費者市民社会という言葉が余りにも分かりにくくて、これは学校教育に限ったことではないのですけれども、社会教育の場においても、どこにおいても必ずこのところをつまずくということがございます。

特に学校教育の中で、これからそういった視点がある程度強調しながら進めていくのであれば、この言葉でいいのかということと多少言い過ぎかもしれませんが、何か消費者市民社会というキーワードをうまく説明できるような共通のものを作っていくべきではないかというのが1点目でございます。

2点目は、2つ目の○の幼小中高の実践的消費者教育ということに関連してなのですが。

今、文部科学省のほうでもアクティブラーニングを非常に熱心に進めていらっしゃるの、あの中に相当拾っていただけるものがあるのではないかと考えているということが2点目です。

それから、3点目。「学校における消費者教育の推進に向け、教員研修の充実や教材の作成」云々とあるのですが、多分、教材の作成よりも活用が問題だと思うのです。これも学校に限らずどこでも出ておりますし、先ほど佐分委員からも、作ったものをどういう形で持っていくのかというお話が出たかと思うのですが。本当に今、いい教材がものすごくたくさんあって、消費者教育に限らずだと思いますが、いろいろな分野でも同じようにいい教材がたくさんあるので、それをどうやって実際に活用していただくかというのは、あらゆる分野の課題でもあると思います。

特に消費者教育においては、事業者、NPO、行政、あるいはいろいろな主体が作っている豊富な教材があります。しかもこれらが重なりを持ってもおりますので、そのあたりをうまく活用できるような道筋をつけていくということについても課題になっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

では、古谷委員のほうからお願いします。

○古谷委員 幾つかあります。先ほど、教える側の問題があるのではないかとということで研修のお話が出ていたと思いますが、消費生活センターに行けば研修ができるのかということと十分ではありません。というのは、消費生活センターというのはトラブルを受け付けるところです。確かに拠点化として消費者教育推進会議のほうではそれを進めていますが、まだまだ消費者市民社会という観点での内容を教えられる状況にあるところばかりとは限りません。そういう意味でも、文部科学省で進められていらっしゃると思いますが、教育する内容、あるいは場所についても消費者市民社会の構築という観点で更に十分検討が必要ではないかと思えます。

2点目なのですが、連携のところでは佐分委員が事業者のお話をされたのですが、実は、消費者団体も同じ状況でするので含めて考えていただければと思います。

また連携については、学校における消費者教育においても、背景にいる保護者との連携も考えていく必要があります。全て学校で消費者教育をすることは難しく、場合によっては、保護者との連携を考えていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

では、柿沼委員、お願いします。

○柿沼委員 消費者教育の学校への浸透を図るには、やはり教育委員会とか行政の働き掛けをもっと強めていき、教員に対する研修制度の強化も図る必要があるかと思えます。

それと、消費者教育を展開するポイントとして、小さな幼稚園児とか低学年生ですと、ただ文字だけではなくて、何か遊びとかゲームとかそういったものに工夫した展開が必要

なのではないかと思えます。

それと、地域と学校の連携なのですが、やはり地域住民をどう巻き込むかということで、学校を拠点として、そこで講座を開くとか、1つ実例として、例えばスマートフォンなのですけれども、PTAの人たちが親も子も午後9時以降は使用しないということを決めて、それを市内いっばいに広げているとか、また同じく、ある市では、午後9時以降は使わないということを決めて、親や子にきっちりと言い渡しているとか実態としてもありますが、そういうものを様々な危険性、お金のことも含めて、子供に対しても話をしていくとか、要するに学校の先生は人事異動で変わることもありますが、地域住民というのはほとんど変わらないので、地域住民にもっと浸透させていくということ強く結び付けていくことも一つの方策かと思えます。

○西村会長 ありがとうございます。

尾上委員、お願いします。

○尾上委員 まず、保護者の立場という観点からですが、実践的に消費者教育を展開するためのポイントというところからしますと、先ほども出ていましたように、家庭と一緒に行わなければならないと感じております。それぞれが当事者意識を持ってそれなりに対応していくことが大切ですし、保護者も勉強していかないと、子供が学校で教えられたことを本当に理解しているかという度合いを計るというのは難しいと思えます。例えばお金の大切さということで、今、小遣い制がなくなってしまうところが多いかもしれませんが、お金を通していろいろ教えるということは子供にとってはすごく大切かと思えます。

ただ、今、子供に与えているものとして一番大きくお金がかかっているのが、先ほども出ていましたように、携帯電話、スマートフォン、インターネットに関する費用で、ランニングコストの意識がなかなかない。また、前回の推進会議で長官も言われていたように、クレジット制で、買い物簡単にできてしまうということで認識がすごく薄れているところがあります。これは子供だけではなくて保護者もそうだと思いますので、家庭でそういったところをしっかりと勉強していかないといけないと感じておりますので、学校と連携していく形というのはすごく大切かと思えます。

そういう面では、文部科学省が出されているような「私たちの道徳」であったり、いろいろな教材がまだまだあると思えますので、学校だけの教育の幅を広げるのではなくて、家庭の教育の幅も広げていただけたらと思えます。

また、地域と学校の連携を進めるということに関しましても、これも文部科学省が進められているチーム学校とかコミュニティ・スクールというのがありますが、それ以外にもたくさんあると思えます。連携の形を明確にするということが大切で、この学校、この地域ではこういうことを取り組んでいますよ。と、全く何もありませんではなくて、今、例えばコミュニティ・スクールに取り組んでいます、こういうことをやっていますということ明確にすると、そこから切り口としてどんどん入っていけるのではないかと思えますし、何もないところはどうかということから始まるので、そういった形をしっかりと

利用するということが大切でもありますし、違う地域に行っても同じことをやっているということは、国内のどこへ行っても大切かと思しますので、そういった面で地域とつながるということでは、連携の形を見せるというのは大事かと思えます。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、出口委員、お願いします。

○出口委員 小児科医という立場と子供たちの脳の発達という立場から考えたときに、文部科学省の学習指導要領は、自分のこととして考えるとか問題処理能力であったり、ワーキングメモリーという部分で、それを鍛えるという形で非常に理想的な内容だと思うのです。ただ、実際、今、話題になっている発達障害などのお子さんたちというのは、ワーキングメモリー、問題処理能力というところが落ちているお子さんたちなのです。

学校の現場の中で、そういうお子さんたちが大体8人から10人に1人ということで、かなりパーセンテージが高いということと、欧米では刑務所にいる人たちの6割、7割はそういう発達障害のお子さんたちが基礎であるというところを考えると、いろいろ消費者のトラブルを考えていきますと、そういうお子さんたちに対してのもうちょっと理解やそういう実践という意味での消費者というところを鍛えていくということも念頭に、子供の能力に合わせた教育の仕方というところを子供の目線で、いろいろな教材があればそれは素晴らしいと思えます。本当に素晴らしい教材に恵まれていると思うのですけれども、子供一人一人の能力に合わせた教育で、是非、この教材は非常に効果があったという効果検証を科学的にやっていただくということを前提に進めていただきたいというふうに思います。

○西村会長 ありがとうございます。

吉國委員。

○吉國委員 既に何度も出た論点でありますけれども、特に飯泉知事が言われた教える側の問題といいますか、我々も常に金融リテラシーとあって、大学何年までに何を教えようという話をしているのですけれども、一方で教える側に十分なリテラシーがあるかというのは、特に金融の分野というのは非常に進歩が早くて、新しい商品なんかが出てきますと、我々のような一応専門家と言われているような人でも実はついていけない部分があります。

あるいは、例えば小学校ぐらいでも最近では電子マネーなんかについては大人よりよっぽど知識がある。変に知識があつて知恵がないという非常に危ない部分がありますので、そういう人たちに教えるためには、教える教師の側、あるいは、今、古谷委員が言われましたように、保護者の側のリテラシーというものを高めていかないと教育というのはできないのではないか。

私自身、実は大学で非常勤で教えていましたときに、ビットコインに投資している学生がいて、ビットコインは大丈夫ですかと言われて、私ももちろんある程度の知識はありますけれども、その学生に対して、ちゃんと教えるとなったら相当の覚悟が要るなという経験をしたことがございます。

そういう意味では、本当に研修というものが大事だと思います。金融広報中央委員会でもしょっちゅう研修をやっていますけれども、相当研修というものが充実して、世の中の新しい流れというものについていかないといけない。そういう意味では、学習指導要領が10年に一遍というのは、ある意味、ちょっと間が空き過ぎているのかなという気もしまして、10年に一遍でも、途中である程度弾力的に対応できるような形にしておいたほうがいいのではないかとこの気もしております。

○西村会長 ありがとうございます。

指導要領は変わらないのですけれども、教科書の中身は修正ができるので、現実的には教科にもよりますが改訂の間で二回三回と変わってはいます。

河野委員。

○河野委員 3点あるのですけれども、3つ目の「モデル校の指定などの取組を促進する方策」というところが非常に大事かなと思っていて、まだ進捗が様々あるので進んでいるところには是非モデル校になっていただいて、ほかが参考にできるようなことをどんどん進めていくことが大事かなと思います。

もう一点は、先ほど文部科学省の内容について、子供への教育が深められていることは非常に理解したのですけれども、そこで、先ほどほかの委員の方からも出ていた保護者へのアプローチというのはどこがするのか。文部科学省から学校を通じてするのか、地域として家庭にやっていくのか、そこら辺をもう少し明確にする必要があるかなと思っています。

というのは、私どもは生協の中で活動してきたわけですけれども、消費者教育の勉強をして広げたいという思いから、生協の組合員で活動している人たちは小中高生のお母さんであることが多いのですけれども、学校のPTAの役員をやっている方も非常に多くて、その取組の中で提案しても何か地味だと言われて却下されてしまうとか、その辺りが周知徹底されていく中で理解が広がるのでしょうかけれども、せっかく言ってもなかなか実現ができないという悩みがありました。なので、地域からも学校からも保護者へのアプローチが非常に必要だなというのをどこか明確にしていく必要があるかなと思っています。

3点目、これは最後ですけれども、「地域等と学校の連携」といったときの地域をどこに、少し具体性に欠けてしまうと思うので、前期推進会議傘下の地域連携推進小委員会で、先ほど古谷委員から消費者生活センターの充実にはまだまだだという御意見もあって、私もちょっとそう思うのですけれども、地域といったときの拠点というか、どこを指して地域と言うのかというのはもう少し明確にして、どう連携していくのかということにしないと何となく漠然としているかなというふうに感じています。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

島田委員、お願いします。

○島田委員 1点だけ。最初が一番重要な点は何かというところですが、繰り返し

になります。やはりこれは学びのモチベーションをいかに育てるかという視点を持って取り組むということだろうと思います。それは、やはり従前、昔の被害防止中心の消費者教育というものがあつたときに、多くの学生たちは「俺は関係ない、俺は被害に遭わない」ということだけで終わってしまっていた。しかし、そうではなくて、今の持続可能な社会の構築、あるいは消費者被害の防止、様々な消費社会が抱える問題を解決していく上では一人一人が学ばなければいけない、そして、学んだことを実践しなければいけない、そういうふうな視点をしっかりと伝えていく。それは、現状、社会が抱えている問題を様々な形で伝えていくということにつながっていくのだろうとは思いますが、そういったところが根底になればなかなかうまくいかないというところはしっかり押さえていくべきだろうと思っております。

○西村会長 ありがとうございます。

堀内委員、お願いします。

○堀内委員

先ほど紹介させていただいた去年の余土中学校の実践をご覧いただきたいと思つています。「消費者教育」という言葉を現行の学習指導要領に見つけられませんでした。このような状況で、学習指導要領に記載されている中学校社会の公民的分野における「物事の決定」の具現化に取り組みました。具体的に言えば「水の価格の決定」です。その仕組み、働き、消費者自立等々について9時間の授業を組み立てました。

社会科の学習指導要領に書かれていることを具現化することが私どもの仕事です。

価格については、消費者の一番モチベーションが高まるものとして松山の場合は、「水」です。平成6年に大渇水があり、石手川ダムが干上がって、掃除もまともにできないことを経験しております。持続可能な社会を語るときに、松山市においては水というのが一つの象徴的な事例。これをもとに価格の決定を学んでいけば、消費者としての価格への関わりについて、生徒たちのモチベーションが上がるのではないかと考えました。

富士山の500mlのペットボトルが500円ぐらいするらしいですね。松山市の水道料金は、500mlに換算すれば0.135円なのです。この値段は一体誰が決めているのでしょうか。実は消費者が関わっているわけです。そして、自分たちはやがて生産者にもなる。なぜ水道水は極端に安いのかについて考えてみる。最後に、実際のトラブルとそれへの対策について話し合いました。ある意味で「アクティブラーニング」だったかも知れませんが、それが11月14日に展開されたという事例であります。

お手元にお渡ししている「11月14日の展開」ですが、私たち消費者と企業と国、地方公共団体という三者の関わりを整理しています。子供たちの振り返りの言葉については、機会があれば御紹介させていただこうと思つています。

なお、この指導計画は余土中学校だけで作ったものではありません。松山市の中学校社会科教員120名ほどと愛媛県の中学校社会科研究団体の世話人で作りました。松山市周辺も入れた30校余の中で数校がこの指導計画で実践し、会場校である余土中学校の授業者や役

員などで、授業を見て評価修正を重ねていきました。そして、余土中学校がフィナーレをしました。みんなで組織として実践をつないで指導計画を洗練していきました。これがあ
る意味での教員研修、一つの教材の使い方の充実になったのではないかと考えております。

家庭科とのすみ分けにつきましては、社会科の公民的分野の担うものは何かということ
をかなり検討しました。身近な経済活動を通して水の効率的分配や利活用のコストなどにつ
いて考えさせ、経済社会の仕組みをより深く理解させる、自分たちの消費が社会に与え
る影響に気付かせ、公正で持続可能な社会の発展に貢献できる経済活動への具体的な関わ
り方を考えさせる、発表する、振り返るといような実践例を紹介することで、私の仕事
にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

ちょっと時間のほうも押してきておりますが、私もこの夏休みに何か所か先生方の研修
の機会がございまして、あちこちでお話をさせていただきましたが、ほとんどの研修の講
座の私に与えられますテーマは、「消費者市民社会とは何か」というテーマでございまし
て、また、ある方が講座を担当されて、その集まった中学校の先生方に「消費者市民社会
という言葉を知っている人」と尋ねたら、手を挙げた人が余りいなかったというようなこ
とも聞きました。それぐらいにまだ浸透していない。これはある意味無理もないというふ
うに思うのです。

ただ、島田先生もそうですけれども、消費者教育推進法づくりにも関わった一人として
は、そこは非常に大きなポイントで、消費者教育を欧米水準に引き上げるというのでしょ
うか、この持続可能な消費のあり方を考えるものを消費者教育として吸収することで、よ
り学校においては消費者教育の価値あるもの、従来型の契約中心の話に加えて、世の中を
よくするための主体性というのでしょうか、今、中学校の校長先生（堀内委員）のお話も
ございましたけれども。私は、消費者市民社会の話をするときに、経済的市民、倫理的市
民、政治的市民という3つの要素に分けてお話をしているのですが、フェアトレードしか
り、あるいは、ファストファッションの問題とか、あるいは、コンフリクトミネラルとか、
そういったエンカル消費に関わるような話をしながら、消費者の消費行動が世の中を変え
ていく、世界を変えていくということを人権問題にも触れながら話をさせていただきます。

ある県で、高等学校の社会科公民の研究会がありましたときに、先生方が、「これはま
さに民主主義教育だね」と言ってくれたのです。ですから、社会科の先生は、恐らくそう
いったとらえ方もしていただくことができる。また、家庭科の先生は生活を創造する教育
であったり、生活科学というのでしょうか、そういった部分の教育にもつながっていくと
いうことで、今日、お話を伺いながら、学校における消費者教育の充実に向けた論点整理
をしてまいりたいと思えますが、皆様からいただきました意見をもとに事務局と私のほう
で整理をさせていただきまして、またお示しをしたいと思えます。

曾我部委員、もし何か御発言いただければありがたいと思えます。

○曾我部委員 私もずっと考えていたのですけれども、私は、現場で6歳から12歳までの子供を預かっています。今の合田教育課程課長の説明のように、教科書から分かるように発達段階の違いで、そのときの学習内容も違ってくるのです。ですから、私は、最も重要な点と考えたときに、子供にどう生きるかというか、健全な社会人としてどう子供を育成できるかではないかと考えます。

世の中に出てからのことを考えたときに、意思決定力というのが必要で、この能力というのは非常に汎用性が高いと、消費者教育に取り組んでいるうちに思うようになってきました。人生ではいろいろな選択をする場面があります。そのときにどうするかと岐路に立ったときにいろいろな条件を考えて、自分の状況を考えて、最終的な決定をして行動し、その後振り返って次の行動にいかしていくという思考と行動の流れが大切になります。物を買うなどという行動がその力を付けるのにぴったりで、とても具体的なのです。そういう教育を小さいときから、こういう意思決定の流れで考えるのだよと子供に教えていくと分かりやすいのではないかと考え、1年生から教育しています。消費者教育とってお金について学習したり、いろいろな経験して、今は学習指導要領の狙いを達成するために、消費者教育とか金融教育を切り口にするといった指導法にも取り組んでいます。水産業が5年生で出てくるのですけれども、どんなふうに漁をするのかなどという抽象的な学習内容を子供たちがしますが、そのときの切り口として、消費者教育を取り入れて、魚の値段は誰が決めるのかというところから入ると子供たちの反応がすごく違って、興味や関心が高まります。教員がいろいろな教材を開発し、魚が決めるのか、漁師が決めるのか、買う人が決めるのかという学習の流れで最初に入ると、子供たちが学習に飛びついてくるのです。

本当に分かりにくくて見たこともないことを子供たちはたくさん学校の中で学んでいきますが、それをより現実的に引き寄せ理解させることができるのが、私はこの消費者教育とか金融教育ではないかと思えます。最も重要な点は生きる力というか、生き方教育にあるのではないかと思えます。どう生きるかというところを大切に、ましてや幼稚園や小学校というところでは、中学校、高校になると、自分の行動が具体的に社会に影響を与えてくるようになりますが、小学校まではその素地をつくるというふうに考えていくと、判断するための材料をどう整理するのかとか、自分の状況とどう比較して考えるのかというところがとても大事になるのではないかと思えます。一概に中学校、高校とひとまとめにしないで、発達段階に応じてそれぞれの重要性から展開する分野が変わってくるのではないかと思えますが、最終的には社会人として健全に生きていけるといところが大きな目標になるのではないのでしょうか。持続可能な社会というのも大切なことです。健全に生きていれば、ごみだってきちんと捨てるだろうし、いろいろな問題もクリアしていいのではないかと思えます。小学校で消費者教育をして授業を公開していると保護者も見てくれるので、子供と一緒に考えてくれるのではないかと思えます。それが保護者との連携になります。

教材もなるべく学校で、「知るぼると」からたくさんいただいて、それを学校独自に変えているのですけれども、やはり先生方も自分で教材を開発していかないと教え方が変わらないのです。どこかにあるものをそのままやっているのではだめなので、いろいろなものを見ながら独自のものに変えていくというところに教材作りのおもしろさもありますので、できればいろいろな応用可能な教材を開発して、「高校ではこんなふうに使えますよ」とか、「社会ではこんなふうに使えますよ」といった指導書的なものを付けてあげると現場では使いやすいのかなと思います。

また、地域との連携は学校にとって不可欠なので、子供たちの消費行動などは地域で見られています。学校でもどういうふうに住生活すればいいのかなど、地域から声をいただきながら子供たちが健全な社会人として育成するためにお声を聞くということはやっています。今の中学校の校長先生（堀内委員）のお話だと、かなり専門的に学ぶことができるのだなと思って、お聞きしていました。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

もし富岡委員、何か教材のこととかありましたら。

○富岡委員 消費者教育教材の件ですが、10月1日に中・高生を対象にしたリーフレット「私たちの行動が未来をつくるーめざせ！消費者市民ー（エシカルアクションガイドブック）」、8ページものですが、これを完成させるということで、作業を進めております。これについては、特に学校現場で使っていただくということで考えておりますので、次回のときには皆様に1部ずつお渡しさせていただきたいと思っております。

それから、これからの進め方の中で、この消費者市民社会という言葉が浸透していない、3年経ってもなかなか浸透していないわけですね。私もいろいろな地域に行きますけれども、なかなか理解してくれる方が少ない。徐々には増えているのでしょうけれども少ない。消費者庁としてイベントでもして消費者市民社会の周知を図るべきではないかと思っております。それから、国としては政府広報というのがありますが、新聞とかテレビでよくやっていると思うのですけれども、多分、この中で私の知る限りでは、消費者教育推進法絡みで政府広報をやったことはないのではないかという気がするのです。消費者庁の予算でなくても政府広報というのはできるのだと思うので、もうちょっと皆さんの中に浸透するような形での広報のあり方というのも考えていただきたい。

地方消費者行政推進交付金関係でお話をしたいのは、消費者教育を推進するということは、行政だけではなくてNPO、消費者団体、そういう関係しているところがオールラウンドでこのことに取り組まなければいけないということは、今までに何回も言われていることです。ですからそのとおりだと思うのですけれども、先ほども交付金の関係で余っている自治体もあるということで、逆に言うと、オールラウンドでやるのに何で行政だけに予算を付けるのかということはあるのだと思うのです。やはりNPOなり消費者団体が、ダイレクトに予算を請求できるようなシステムを考えてほしい。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、ほぼ御意見は出尽くしたとさせていただきますして、先ほど申しましたように、事務局との間で調整をさせていただいて、またお示ししたいと思います。

それでは、最後に次回の日程につきまして事務局のほうから御連絡をお願いいたします。

○消費者庁岡田消費者教育・地方協力課長 次回は12月を予定しております。調整が整い次第、改めて事務局から連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○西村会長 どうもありがとうございます。

それでは、これで第11回「消費者教育推進会議」を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。